第１章　整備基本計画策定の経緯と目的

第１節　整備基本計画策定の経緯

米子城は、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭で、慶長７年(1602)頃完成したといわれており、松江城に先立つこと 10 年、山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭である。また、中世の砦と伝えられる飯山を取り込んで、湊山を中心に築かれた典型的な平山城の特色を備え、大小二つの天守を連ねる壮麗な城であった。城の縄張りは大きな改変を受けておらず、近世初期の城郭遺跡としての形態をよく残している。また、江戸時代を通じ、伯耆の政治的、経済的な中心として存在し、当地方の歴史理解の上で欠かすことのできない貴重な存在である。

さらに、関連する文献・絵図史料も豊富に残され、戦国末期から近世初期の築城技術を知るうえで重要であるとして、昭和 52 年(1977)4 月には、本丸、内膳丸、二の丸を市指定史跡とし、その後、平成 18 年(2006)1 月に、同じ範囲で国指定史跡の指定を受け現在に至っている。

米子城は、中海に面する標高 90.1ｍの湊山（城山）山上の本丸と山麓の二の丸・三の丸を中心に、背後に中海を有した湊山全体を天然の要害として築かれた平山城で、城跡は中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとなっている。石垣を残した城跡として、また市街地に残る豊かな自然環境を有する都市公園「湊山公園」の一画として、多くの来訪者に親しまれている。

明治期になり、天守、門、櫓等の城郭を構成していた建造物や構築物が破却され、また、近代以降の土地利用により、内堀は埋め立てられ、三の丸は、商業施設の建設等により市街化が進み、往時の姿は見られなくなっている。

昭和 32 年(1957)には、都市公園（湊山公園）として都市計画決定され、それ以後は都市公園として整備が行われてきた。

文化財保護の取組みとしては、この間、発掘調査や石垣修復工事、園路整備等を実施してきたが、いずれも部分的かつ短期的、応急的な対処にとどまり、文化財として史跡が有する価値の保存を図る整備としては十分とはいえないものであった。

こうした状況の中で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、『保存活用計画』を平成 29 年（2017）３月に策定した。

そして、この『保存活用計画』を踏まえ、史跡米子城跡の保存並びに活用に関する整備基本計画を策定することとなった。

第２節　整備基本計画策定の目的等

１　整備基本計画策定の背景

米子市には、古代から近代に至るまでの長い歴史や伝統、特色ある風土に育まれた歴史的文化遺産として、有形・無形の文化財が数多く存在している。文化財は、郷土に対する誇りや愛着を生み出すだけでなく、独自性をもった魅力ある地域づくりを進めるうえで欠かすことのできないものでもあり、これを適切に保存し、次世代に継承していくことには大きな意義がある。

このため、さまざまな歴史的文化遺産について、国、県、市による指定文化財として保存を図ることはもとより、調査研究等を行うことにより文化財の価値を高め、また、積極的に情報発信

し、利活用を図ることで、それらの魅力を伝え、市民や来訪者が楽しみながら学び、親しむことができる環境づくりに努めている。

さらには近年、歴史的文化遺産について、適切な保存・管理を行いつつ、それらを観光やまちづくりの重要なコンテンツのひとつとして活用する傾向もみられ、それらを取り巻く社会情勢も大きく変わりつつある。

こうしたことから、地域を代表する歴史的文化遺産のひとつである史跡米子城跡の保存・管理・活用・整備を適切かつ確実に進めていくためには、施策（事業）の性質・段階に応じての計画策定が必要であり、その根幹になるものとして、下記に示す史跡等のマネジメント（文化財保護法でいう「保存・活用」を念頭に置いたうえで、もう少し広い概念として「持続可能性」・「実現可能性」・「地域とのかかわり」を含むもの）を適切に実施するうえで留意すべき事項を明示した保存活用計画が策定された。これを基に、今後の保存・活用の整備の方針を定めた整備基本計画の策定が必要となった。

【史跡等のマネジメント】

保存：史跡等の価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出すること。

活用：地域の人々がその価値を享受し、それを適切に現代社会に活かすこと。

整備：保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法。

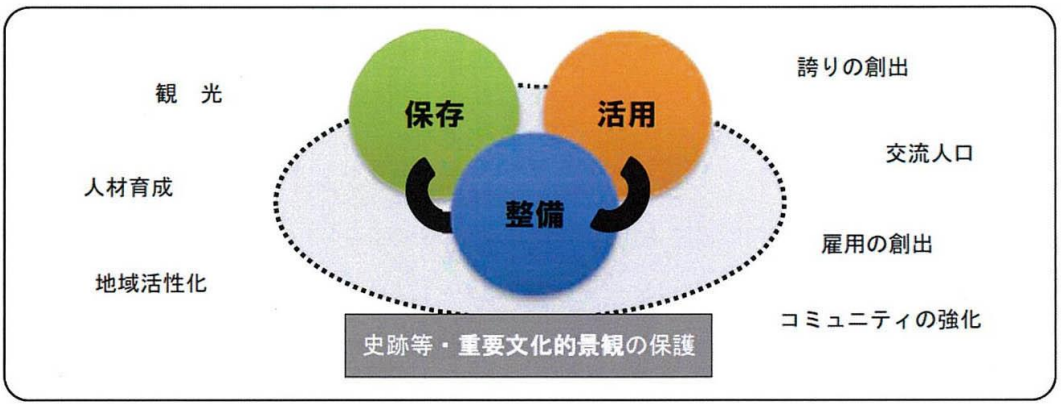

■史跡等のマネジメントに関する保存・活用の流れ

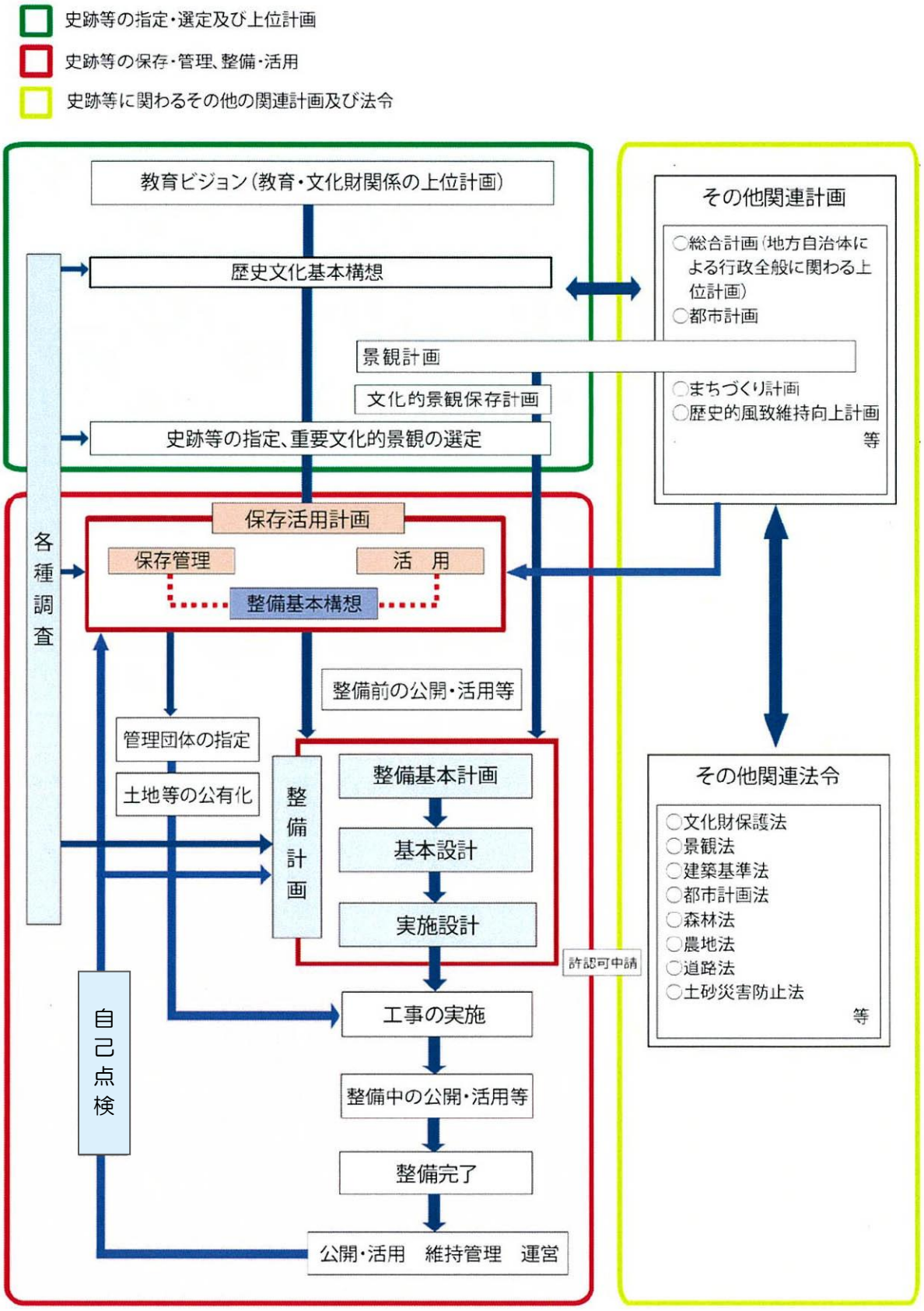

「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業　報告書
平成 27 年 3 月　文化庁文化財部記念物課」より

２　整備基本計画策定の目的

１　史跡米子城跡整備基本計画とは

整備基本計画は、整備活用事業の内容及びその実現の方法、課題等について詳しく示したものであり、史跡保存活用計画に基づき示された基本構想において展望した事業の方向性・目標を踏まえ、適宜それらの見直しを行うとともに、より実現性の高い内容及び方法を肉付けし具体的に示したものである。

史跡米子城跡に関しては、平成 29 年 3 月に「史跡米子城跡保存活用計画」を策定し、その中で整備の基本構想を示した。その基本構想に検討を加え、本市の歴史・文化・まちづくりに資することを目的として、保存・整備・活用を推進するために整備基本計画を策定するものである。

この整備基本計画は、「史跡米子城跡保存活用計画」において示された保存・整備・活用の理念と基本方針に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産である米子城跡を適切に保存し、確実に次世代にその価値を継承し、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としてより魅力あるスポットとなるよう城跡の遺構群の視覚的な顕在化等を目指した具体的な整備の計画であり、今後の米子城跡の保存・整備・活用の羅針盤となるものである。

整備基本計画策定後は、順次、基本設計→実施設計→整備工事と事業を進めていくことになる。

３　整備基本計画の対象範囲

（１）対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、米子城跡の内堀の内側（内郭）の約 30ha とする。

（２）対象範囲の現況

米子城跡は、本市中心市街地の西側にあり、中海に面する標高 90.1ｍの湊山及び東側の飯山を含めた独立丘陵を中心とし、丘陵裾部に三の丸、深浦郭、出山が展開している。

現在は、当時の建物は失われ、内堀はすべて埋め立てられており、湊山と飯山の間には国道 9 号が走っている。内堀の内側にある三の丸は、市街化されており、鳥取大学医学部附属病院のほか、ホテル、スーパーマーケット、ホームセンター、ガソリンスタンド等の商業施設が建設されているが、三の丸の中心部は湊山球場敷地となっている。水軍の基地であった深浦郭には、民間のスポーツ施設が設置されている。出山は地形を活かして、都市公園内における展望所的な機能を果たしている。

城跡の中心部分にあたる湊山では、二の丸に湊山庭球場があるものの、本丸、二の丸、内膳丸等の郭や石垣遺構が良好に残っている。二の丸の下段の一角には、外郭にあった武家屋敷の建物である旧小原家長屋門（市指定有形文化財）が移築保存されている。

湊山一帯の自然林は、多様な林層で林床植物も多く、中心市街地でありながら豊富な植生に恵まれている。生息する野鳥も多く鳥獣保護区に指定されている。近年は、石垣遺構の保護の観点から本丸周辺の一部の樹木伐採、枝落し等、樹木の維持管理が行われている。

また、中心市街地にあることから、土砂崩壊防備を目的とした保安林や、一部は急傾斜地崩壊危険箇所の指定を受けており、過去には、防災を目的とした治山工事や環境防災林整備工事が実施されている。

米子城への登城口（枡形）近くの弘法大師像を起点に、湊山の中腹を周回する散策ルートには、大正期に四国八十八箇所の札所の寺々を勧請し、石仏 200 余体が設置された「城山大師八十八箇所石仏めぐり」コースがある。

なお、米子城跡の外周には、鳥取大学医学部附属病院、県立米子艇庫、湊山公園駐車場等へアクセスする市道があるが、内膳丸の山裾部分は幅員が狭く、歩道等の設置はない。また、湊山公園駐車場から深浦を経由して国道 9 号に至る周回道路は、車両の通行を制限し、散策者のための遊歩道及び湊山回遊線周回のトリムコースとして利用されている。

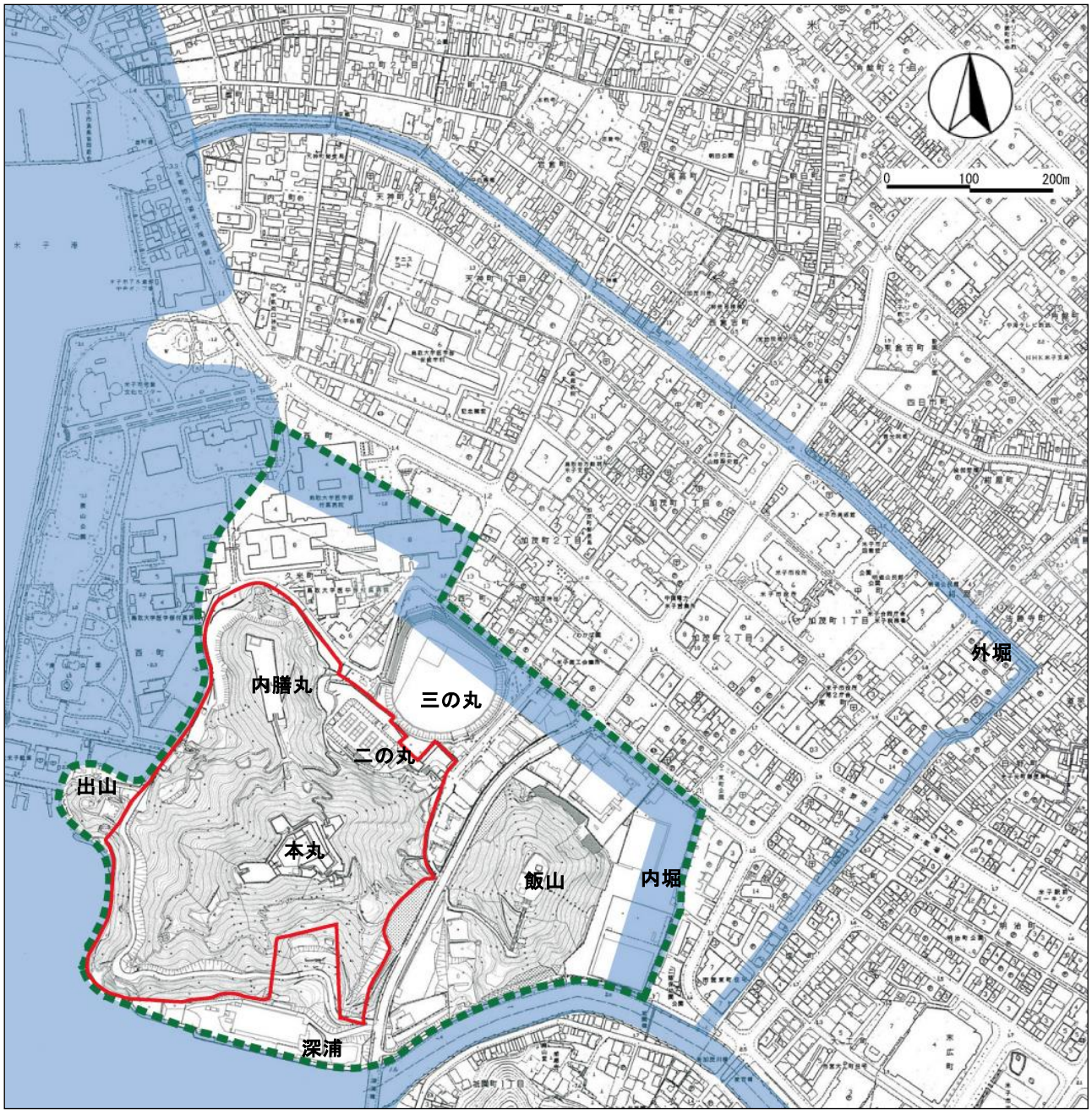

整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図（地形図）

整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図（航空写真）

凡　例

計画対象範囲

史跡指定範囲

海域及び堀

第３節　上位・関連計画

米子城跡の整備は、本市の最上位計画である「第３次米子市総合計画」において、まちづくりの目標の一つである「豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり」に向けた「文化財の保護と活用」に資するための主な施策の一つとして位置付けられるとともに、「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」においては、米子城跡整備事業を「米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの提供、様々なイベントの実施など多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進める」事業として位置付けている。

また、「中心市街地活性化基本計画（新計画）」においても、歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくりのための施策として取り込むなど、米子城跡の保存活用については、次に示すように、総合計画を頂点とした本市のさまざまな分野における計画との関わりがある。

上位・関連計画一覧表

	名　　称	内　　容	策定・改訂年月
①	第３次米子市総合計画 米子いきいきプラン 2016	米子市の将来像・まちづくりの目標・基本方向・基本計画などを掲げている。	平成 27 年 12 月
②	伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）	「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、基本方針・主要施策を掲げている。	平成 25 年 10 月
③	米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）	米子市の中心市街地活性化の基本方針・目標・骨子などを掲げている。	平成 27 年 12 月
④	米子市景観計画	景観法及び米子市景観条例に基づき景観行政の区域、景観形成の基本方針などを定めている。	平成 21 年 11 月
⑤	米子市緑の基本計画	中長期的な観点で都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画を掲げている。	平成 17 年 3 月
⑥	よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスタープラン	旧米子市における都市計画に関する基本的な方針を掲げている。	平成 16 年 3 月
⑦	米子市教育振興基本計画	中長期的な視点で教育施策を実施していくため、教育の基本理念や基本施策を掲げている。	平成 29 年 3 月
⑧	米子市森林整備計画	計画的かつ適切な森林の整備、森林資源の管理を目的に、基本方針などを示している。	平成 27 年 4 月
⑨	史跡米子城跡保存活用計画	保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を示している。	平成 29 年 3 月
参考	史跡米子城跡整備基本構想案	中長期的な視点で、米子城跡の計画的な保存・整備を推進し、歴史公園としての施策の骨子を掲げている。策定後に凍結となっている。	平成 20 年 8 月

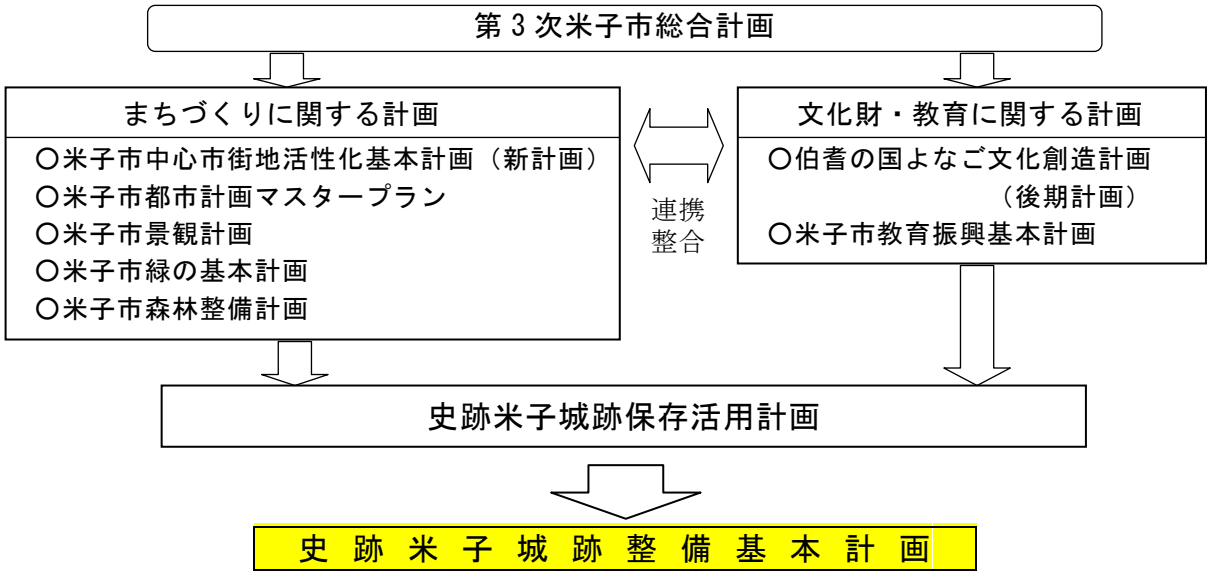

①第 3 次米子市総合計画　　（米子市　平成 27 年(2015)12 月）

米子市の将来像『生活充実都市・米子』のさらなるステップアップに向けて、平成 28～37 年度におけるまちづくりの総合的な指針を示すものである。市政の柱となる 4 つのまちづくりの目標の下にまちづくりの基本方向を定め、それぞれについて、基本計画と主な施策を掲げている。これらのうち米子城跡の保存、活用等に関連するものは、次のとおりである。

米子市の将来像	**生活充実都市・米子** 市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら、働く場があって希望と誇りをもって充実した生活を送ることのできるまち
まちづくりの目標	①『あした』がいきいき　②『ひと』がいきいき ③『こころ』がいきいき　④『ふるさと』がいきいき

まちづくりの目標	基　本　計　画	米子城跡の保存、活用等に関連する主な施策
『あした』がいきいき	観光資源の活用と発掘	・遺跡、史跡、文化財など歴史的価値を有する観光資源の活用 ・市民を対象とした地域の魅力再発見事業の推進と観光ガイドなどの人材育成
	中心市街地活性化の推進	・歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくり
『こころ』がいきいき	文化財の保護と活用	・文化財の保護の充実 ・文化財の活用の推進
『ふるさと』がいきいき	良好な景観の維持・形成	・良好な景観の維持・形成
	都市公園・緑地の整備	・安心、安全に利用できる公園施設の環境の確保

②伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）　　（米子市　平成 25 年(2013)10 月）

「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、平成 19 年（2007）3 月に「伯耆の国よなご文化創造計画」を策定した。その後、前期における進捗状況や成果、課題などを踏まえ、平成 25 年(2013)10 月に、後期計画(平成 25～31 年度)を策定している。

後期計画では、次のとおり 3 つの基本方針の下に 7 つの主要施策を掲げており、そのうちの「歴史関連施設の整備・活用」における主要施策の一つとして、新たに米子城跡整備事業を掲げ、米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの場の提供、様々なイベントの実施など、多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進めることとしている。

基　本　方　針	主　要　施　策
(1)文化活動・人材育成の推進	①歴史・文化資産の活用 ②文化芸術活動への支援 ③文化芸術に親しむ機会の提供
(2)文化施設の整備・活用	①文化芸術施設の整備・活用 ②歴史関連施設の整備・活用
(3)文化情報ネットワークの充実	①文化関係情報の充実 ②ネットワーク機能の充実

③米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）　　（米子市　平成 27 年(2015)12 月）

ＪＲ米子駅周辺、古くから形成されている商店街、城下町の町割りの跡が残る下町、米子城跡、自然資産である旧加茂川、歴史的・文化的遺産である寺町などを含んだ約 196ha の区域を「中心市街地」として、区域内の活性化を図ることとしている。

前基本計画の取組（平成 20 年 11 月～平成 26 年 3 月）の結果、課題の一つとして「歴史や文化、自然資源の活用が不十分」であることがあげられた。

そこで新計画（平成 27 年 12 月～平成 33 年 3 月）では、米子城跡整備事業を「人が集いにぎわうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するために必要な、「中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める事業」として位置付けているものである。

④米子市景観計画　　（米子市　平成 21 年(2009)11 月）

米子市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定め、米子市の優れた景観資源を保全・継承、活用し、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを目標としている。

市全域を「景観計画区域」とし、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」、「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」の 3 か所を景観形成重点区域としている。

中でも「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」は、商都米子の基礎を築いたまちであり、後藤家住宅や旧加茂川沿いの白壁土蔵、町屋筋、寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいが残る区域で、多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまちを景観形成の目標としている。

⑤米子市緑の基本計画　　（米子市　平成 17 年(2005)3 月）

都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画で、米子市の緑全般に関する目標や方針を定め、平成 32 年(2020)までを計画期間とし、米子城跡が位置する中心市街地地域における「みどり」の将来像を、『花、緑との付き合いから人と人との付き合いを創りだす緑のまちづくり』としている。

米子城跡（湊山公園）については、良好な自然環境を形成しており、風致地区の指定を継続し、郷土景観を有する樹林地としての保全、育成、管理への展開が必要で、また市民のレクリエーションの拠点として、適切に保存と活用を図る必要があると掲げられている。

・米子城跡や旧加茂川・寺町周辺の歴史的な町並みと一体となった「商都米子」を象徴する緑を、市民の共有財産として将来へ引き継いでいけるよう、その保存と育成を図る。
・良好な自然（自然植生）を有する粟嶋神社や湊山公園は、貴重なランドマークとしてその保全を図る。

⑥よなご 2020 プラン　米子市都市計画マスタープラン　（米子市　平成 16 年(2004)3 月）

都市計画マスタープランの理念を「自然・文化・人ふれあいのまちづくり」とし、都市整備の方針と地区別整備構想を掲げている。

米子城跡の位置する中心市街地地区については、以下の将来目標とまちづくりの基本的な考え方を示している。

将来目標	水と緑の中に歴史と伝統を活かし、市民が楽しく集い、内外との様々な交流があるにぎやかなまちづくりを目指す。
まちづくりの基本的な考え方	・歴史的、文化的な資産や旧加茂川などの貴重な親水空間を活かした、うるおいのあるまちづくりの推進。 ・商業、業務施設の集積、文化施設の立地と都市型住宅が調和した居住性の高い都市機能の形成を図ることにより、中心市街地の活性化を目指す。 ・道路や公園などの基盤施設の整備を図り、中心市街地として利便性の高い都市空間の形成を図る。

⑦米子市教育振興基本計画　（米子市教育委員会　平成 29 年(2017)3 月）

米子市における教育の基本理念「ふるさとに学び　未来へつなぐ　学びのあるまち米子」と 4 つの基本目標を示した「基本構想」及びそれらの基本目標を実現するための取組を示した「基本施策」を掲げているものである。

これらの中で米子城跡などの文化財に関連する施策は、「学ぶ楽しさのあるまち（子どもから大人まで一人一人に創造力と実践力が育まれるよう、様々な体験を通して発見や豊かな学びが獲得できる場の提供に努めるもの)」と「郷土で育む学びのあるまち（米子の豊かな自然や歴史・文化遺産を、保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力を発信し市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めるもの)」の２つの基本目標に掲げる基本施策の中で取組むものである。

基本目標	基本施策	施策の概要
学ぶ楽しさのあるまち	子どものための文化財の活用	文化財について、子どもたちが「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感し、理解を深めることができるよう、学校と連携しながら、本物に出会う学習機会の提供と自ら学ぶ子どもへの支援を行うとともに、課外活動や体験活動に対しても積極的に協力する。
	文化財を学ぶ環境づくり	市民が文化財に触れ、親しみながら学べるよう、文化財の価値や魅力などについての情報提供や資料提供に努めるとともに、生涯にわたって文化財について学べる環境づくりを進め、学んだことを地域社会でいかせるよう支援に努める。
郷土で育む学びのあるまち	歴史的文化遺産の保存・活用	地域にある自然や歴史、文化財を貴重な学習資源ととらえ、これらの保存・活用を図るとともに、調査、研究の成果を郷土学習や自然、歴史学習などの学校教育の場にいかす。
	文化財の保存・活用	文化財を身近なものとして感じ、文化財に親しむことができるよう、歴史・文化遺産を適切に保護、継承、活用していくとともに、その魅力や価値について周知を図り、理解を深めるため、情報発信などの取組を推進する。

⑧米子市森林整備計画　　（米子市　平成 27 年(2015)4 月）

森林法第 10 条の 5 第 1 項に基づき、米子市の森林整備の基本方針、森林施業の推進方策などを掲げている。

米子城の位置する湊山と飯山は、「保健文化機能維持増進森林」として位置付けられている。

関連する基本方針などは以下のとおりである。

・地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種などからなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

・森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、その適切な管理を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、その適切な管理を推進することとする。

⑨史跡米子城跡保存活用計画　（米子市教育委員会　平成 29 年（2017）3 月）

保存については、文化財的価値を後世に確実に継承していくために必要な米子城跡の主要な価値（国の史跡に値する歴史的、文化財的、景観的な価値）や、米子城跡を構成する様々な要素の明確化、現状変更に関する取扱いをはじめとした保存の基本方針が定められている。

活用については、都市公園として市民や観光客の憩いの場、さらには、城跡の持つ魅力発信のソフト事業を展開する場として活用されているが、文化財としての保存と活用の両立、史跡の価値を活かした事業のあり方を検討している。

整備については、樹木の適切な管理、景観の確保、文化財の保全、便益施設の充実等の課題が挙げられている。

運営・体制については、文化財保護を担当する部局と都市公園としての維持管理を担当する部局の連携について検討した。

こうした状況の中で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、保存活用計画は策定された。

【参考】史跡米子城跡整備計画基本構想案　　（米子城跡整備活用推進プロジェクトチーム　平成 20 年(2008)8 月）

これまでの遺構調査や石垣修復工事、園路整備などを行ってきた経緯を踏まえつつ、中・長期的な視点に立って、史跡米子城跡の計画的な保存・整備を推進するとともに、歴史公園として良質な都市空間を創出するための施策の骨子を明らかにし、今後の整備計画や設計に向けての指針

として策定したものであるが、その後凍結となっている。

・米子城跡の整備方針

◆基本理念

中心市街地にあるかけがえのない歴史的文化的資産として米子城跡の保存・整備を推進するとともに、多くの市民に潤いや憩いを提供する貴重な都市空間を創出していくためのまちづくり事業として、行政と民間が一体となって取組む。

◆整備目標

①近世初頭の平山城の特徴をよく備えた国の史跡として、諸郭の遺構を中心に城跡の保存・整備・復元に努めること。

②中心市街地にある歴史公園として、都市に潤いを与え、多くの市民に憩いを提供するゆとり空間の創出に努めること。

③優れた眺望や石垣の景観などを活かし、来訪者にも米子市の代表的な景勝地としての魅力の向上に努めること。

④米子城跡を利活用したソフト事業などを企画し、多くの市民により身近で親しめる都市公園となるように努めること。

第４節　基準とする年代について

米子城跡の整備にあたって基準とする年代については、現存する絵図の中で最も詳細に郭の構造や規模が描かれている元文４年（1739）の「米子御城明細図」（附編　参照）を概ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史資料調査の結果によっては、各郭や整備対象地区単位において、その適切な年代を検討することとする。

第５節　整備検討委員会の設置と経過

本計画の策定にあたって、米子市教育委員会では平成 29 年度に、学識経験者、地域住民代表、公募による市民からなる「史跡米子城跡整備検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、整備基本計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際しては、随時、文化庁、鳥取県教育委員会文化財課、鳥取県埋蔵文化財センターの指導・助言を得た。

平成 30 年(2018) ２月から計４回策定委員会を開催し、これらの検討結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本整備基本計画を策定した。

整備検討委員会の構成、審議経過については次のとおりである。

■ 史跡米子城跡整備検討委員会（定数１５名）

史跡米子城跡整備検討委員会　委員一覧

委員（１４名）

氏　　名	所属・役職等	備　考
植 田 和 年	久米町自治会長・就将公民館長	まちづくり
小 椋 弘 佳	米子工業高等専門学校建築学科准教授	都市計画
金 澤 雄 記	米子工業高等専門学校建築学科准教授	建築学
神 谷　　要	米子水鳥公園ネイチャーセンター館長	動物学
川 越 博 行	米子観光まちづくり公社理事長	まちづくり
髙 田 健 一	鳥取大学地域学部教授	考古学
田 中 秀 明	米子市文化財保護審議会委員	文化財全般
辻 谷 由 美	米子市女性人材バンク・車尾公民館運営委員長	まちづくり
中 井　　均	滋賀県立大学人間文化学部教授	城郭研究
永 松　　大	鳥取大学農学部教授	植物学
野 島　　譲	米子市観光協会長	観光振興
林　　貞 男	公募委員	
福 田 憲 保	米子市中心市街地活性化協議会事務局長	まちづくり
前 角 達 也	公募委員	

１　任期　平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

２　指導助言機関

・文化庁
・鳥取県教育委員会文化財課
・鳥取県埋蔵文化財センター

３　事務局

・米子市教育委員会事務局文化課（平成 29 年度）
　米子市経済部文化観光局文化振興課（平成 30 年度）

４　支援業務コンサルタント

・株式会社　都市景観設計（大阪市中央区）

■史跡米子城跡整備検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　史跡米子城跡の整備方針の立案に関する方針を定めるために必要な事項を検討するため、史跡米子城跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）史跡米子城跡の整備に関する基本的な計画を策定するために必要な事項

（２）前号に掲げるもののほか、史跡米子城跡の整備に関する方針を定めるために必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）学識経験のある者

（２）前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、米子市教育委員会事務局文化課において処理する。

（規定外事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１９日から施行する。

■史跡米子城跡整備基本計画策定に係る検討の経過

本整備基本計画策定事業は、平成 30 年度に国庫補助事業として採択され、策定委員会を 4 回開催し、検討を行った。また、策定期間内にパブリックコメント（市民意見公募）の実施、米子市文化財保護審議会からの意見聴取、市議会への説明及び市議会からの意見聴取などを実施した。

１　策定委員会

委　員　会	開　催　日	審　議　内　容
第 1 回委員会	平成 30 年 2 月 12 日	・整備基本計画の概要 ・整備基本計画対象地域の現地視察 ・整備基本計画（素案）の内容検討
第 2 回委員会	平成 30 年 6 月 29 日	・整備基本計画（素案）の内容検討
第 3 回委員会	平成 30 年 12 月 3 日	・整備基本計画（素案）の内容検討
第 4 回委員会	平成 31 年　月　日	・整備基本計画（素案）の内容検討 ・整備基本計画（案）の策定

２　パブリックコメント

３　米子市文化財保護審議会

４　市議会

５　米子市教育委員会